平一二六七（次の図に示す部分に限る。）、椿ヶ沢一一二九・一一三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、城見町須田洞二八七の一、二八八、寺平町入ノ洞四〇六の一、中金町獅子ヶ谷九五〇の一の一七、九五〇の一の一八、九五〇の一一、九五一の一、西市野々町西山八二五の二、八三〇の二、八三四の二、西広瀬町小麦生七三五の二、豊松町日向七四の一、平戸橋町波岩八七の二一、深見町岩花一〇六七の一三、一〇六七の五五から一〇六七の五七まで、一〇六七の五九、一〇六七の六二、洞田一一〇一の一、藤岡飯野町池下一〇八八の一、井ノ脇一〇三七の二、太田代一一三七の一、出口一一四の三、平和町六丁目六五の一、御船町待井五三の四・五四の五・五七の一・六七の一六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五三の七、五三の一〇、八草町向田一三四七の二四（次の図に示す部分に限る。）、山中町西須田七六九の三（次の図に示す部分に限る。）、東須田七七〇（次の図に示す部分に限る。）、七七二、七七三の一、七七三の二、七七三の六から七七三の一四まで、七七四の一、七七四の四、七七四の五、七七四の七、七七四の八、七七四の一〇、七七五、七七六、七七七の一、矢並町百伏七四五の四、七四九の一・七四九の九・七五〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七五〇の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

日向七四の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県小牧市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県韮崎市・中央市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）、韮崎市・甲府市・中央市・北杜市（以上四市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

韮崎市・中央市・北杜市（以上三市国有林。次の図に示す部分に限る。）、韮崎市・甲府市・中央市・北杜市（以上四市について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十一年二月九日農林水産省告示第二百三十二号、平成十二年三月七日農林水産省告示第三百五十五号、平成十二年十二月八日農林水産省告示第千五百四十九号（二に係るものに限る。）、平成十三年十二月十三日農林水産省告示第千六百二十六号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年一月二十二日農林水産省告示第百三十二号、昭和五十三年七月二十七日農林水産省告示第八十二号（一に係るものに限る。）、平成六年九月十三日農林水産省告示第千二百九十四号、平成八年八月七日農林水産省告示第千二百十八号（二に係るものに限る。）、平成十三年三月十五日農林水産省告示第三百五十九号（二に係るものに限る。）、平成十三年八月二十八日農林水産省告示第千百五十二号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県観音寺市豊浜町和田字大谷丙三五二、丙三五八、丙三五九、丙三五二地先、丙三五三地先、丙三五八地先、丙三六三地先、丙三六五地先